

## ○小山市中小企業伴走支援型経営安定資金融資要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症等の影響により業績が悪化している市内中小企業者に対し、全国統一制度である伴走支援型特別保証制度を活用し、事業活動に必要な資金を融資し、中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的に、伴走支援型経営安定資金の取扱いについて定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合又は商工組合で、かつ、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種を営む者をいう。
- (3) 保証協会 栃木県信用保証協会をいう。
- (4) 融資振興会 小山市中小企業融資振興会をいう。
- (5) 取扱金融機関 資金の融資を取り扱う金融機関として市長が指定したものをいう。

### (資金措置)

第3条 市は、予算の範囲内において、資金を保証協会に無利子で貸し付けるものとする。

2 保証協会は、前項の規定により貸付けを受けた資金を市長の指示により、取扱金融機関に預託するものとする。

3 取扱金融機関は、前項の預託金の3倍以内の融資枠を設けるものとする。

### (融資対象)

第4条 伴走支援型経営安定資金の融資を受けることができる者は、次の各号のい

ずれにも該当する中小企業者又は中小企業団体とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 経営が健全で返済能力が確実であると認められる者
- (4) 次のアからウのいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した者
  - ア 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること
  - イ 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
  - ウ 次の(ア)又は(イ) a から f のいずれかに該当すること
    - (ア) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
    - (イ) a 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
    - (イ) b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
    - (イ) c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
    - (イ) d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
    - (イ) e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
    - (イ) f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

2 前項第4号ア及びイについては、信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

3 第1項第4号ウについては、信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除き、かつ信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び信用保険法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。

(融資条件)

第5条 融資の条件は、別表のとおりとする。

(申込手続)

第6条 資金の融資を受けようとする者は、融資振興会所定の融資斡旋依頼書により、取扱金融機関を経由して融資振興会に申し込むものとする。

(連帯保証人)

第7条 資金の融資を受けようとする者に係る連帯保証人については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(審査及び融資の斡旋)

第8条 融資の審査及び審査の結果に基づく融資の斡旋は、融資振興会において行うものとする。

(信用保証)

第9条 伴走支援型経営安定資金の融資には、すべて保証協会の保証、かつ全国統一制度である伴走支援型特別保証を付するものとする。

(歩積、両建等の禁止)

第10条 取扱金融機関は、融資を実行するに当たっては、歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

(報告)

第11条 取扱金融機関は、融資実行の都度、その内容を貸付実行通知書により、融資振興会を経由して市長に報告しなければならない。

(契約)

第12条 市長は、保証協会及び取扱金融機関と資金の融資に関する契約を締結するものとする。

(期限前償還)

第13条 取扱金融機関は、資金の融資を受けた者（以下「借入人」という。）が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、市長に協議の上償還期限前に当該資金の全部又は一部を償還させることができる。

- (1) 虚偽の申込みにより融資を受けたとき。
- (2) 資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (3) 資金の償還を怠ったとき。

(融資期間の特例)

第14条 市長は、借入人が、経済状況の急激な変化に伴う経営状況の悪化等により別表に定める融資期間内に償還することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、取扱金融機関及び保証協会と協議の上、当該融資期間を延長することができる。

(金融機関の責務及び報告)

第15条 取扱金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、借入人から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

2 取扱金融機関は、借入人に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

3 取扱金融機関は、原則として計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回借入人の事業年度毎に、保証協会に対し、借入人の計画の実行状況及び財務状況並びに取扱金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

(信用保証料の補助)

第16条 市長は、借入人に対して信用保証料を補助する。

2 前項の信用保証料に係る補助金（以下「補助金」という。）の額は、借入人が保証協会に支払った信用保証料の額の範囲内とする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、補助の対象外とする。なお、信用保証料の算定の基礎とした保証金額が1,000万円を超えた場合は、借入人が保証協会に支払った信用保証料の額のうち保証金額1,000万円相当分の額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助する。

3 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。なお、補助金の交付申請時において、第4条に規定する融資対象の要件を欠くに至った者は、補助金の交付対象者から除くものとする。

4 市長は、前項の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した申請者に対し、当該申請者に対する融資の返済が完了したことを確認した後、補助金を交付するものとする。

6 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が取扱金融機関及び保証協会と協議して別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

資金	融資の条件	
伴走支援型経営 安定資金	用途	(1) 商品仕入、買掛金の支払、手形の決済、賃金支払等の営業に要する資金 (2) 市内に設置する工場、店舗等で事業用施設の新築、増改築若しくは改装又は機械設備、構築物等の設置若しくは整備に要する資金 (3) この要領及び小山市中小企業事業資金融資規則(平成8年3月27日規則第11号)に基づく既往借入金の借換えに要する資金
	融資限度額	3,000万円
	融資期間	(1) 一括返済 1年以内 (2) 元金均等月賦償還 10年以内
	金利の種別	固定金利

	返済方法	一括返済又は元金均等月賦償還（5年以内の据置期間を置くことができる。）
	融資利率	市と取扱金融機関とが協議して定める利率
	担保	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

備考 融資残高の合計が融資限度額に達するまでは重複して借入ができる。

この要領に定めるもののほか必要な事項は、全国统一制度である伴走支援型特別保証制度に準ずるものとする。